

SAILING INSTRUCTIONS

1.適用規則

- 1-1 The Racing Rules of Sailing 2013-2016(RRS) に定義された規則を適用する。
 - 1-1-1 RRS 第2章の規則は、日没以降は海上衝突予防法に置き換える。ディスタンスレース日の日没時刻は公式掲示板に掲示される。
- 1-2 IRC Rule 2013 を適用する。(但し、以下を変更する。) <http://jsafirc.com/>
 - 1-2-1 艇に搭載するセールを変更することができる(21.1.5(d)の変更)。但し、その日の最初のレースの予告信号後、その日のレース終了までの間のセールの入れ替えは認めない。
 - 1-2-2 PART D は適用しない。
- 1-3 X35 CLASS については、CLASS RULE A6.2 を適用する。<http://www.x-35.jp/>
- 1-4 JSAF 外洋特別規定 2012-2013(JSAF-OSR 2012-2013)を適用する。<http://jsaf-anzen.jp/>
- 1-5 JSAF 運営規則第 2 章を適用する。<http://www.jsaf.or.jp/>
- 1-6 JAPAN CUP 2013 特別規定を適用する。(別紙に定める)
- 1-7 Notice of Race と SAILING INSTRUCTIONS に矛盾が生じた場合は、SAILING INSTRUCTIONS を優先する。

2.競技者への通告

競技者への通告は、KYC1階ウェットバー前に設置された公式掲示板に掲示される。

3.出艇申告

提出している乗員登録書の各レース日の乗員を記入して、その日の出艇申告とする。各レース日の乗員は予め記入でき、それをもって出艇申告とできる。予めその日の乗員の記入をしていないか、記入した乗員に変更がある場合、出艇申告時刻内にレース本部に申告を行うこと。その日の各レースで乗員が異なる場合は、所定の用紙に乗員を記入しなければならない。その日の乗員の記入は3レース分まで記入できる。

4.帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前に掲示される。ただし、レース日程の変更(一日目は変更しない)は、発効する前日の抗議受付締切時刻までに掲示される。

5.陸上で発する信号

- 5-1 陸上で発する信号は、各日の出艇申告受付開始前から抗議受付締切時刻の間、レース本部前(関西ヨットクラブ1階事務局)のポールに掲揚される。
- 5-2 AP 旗が音響二声と共に掲揚された時は(降下の時は音響一声)、「レースは延期された。予告信号は AP 旗の降下後 30 分以後に発せられる」ことを意味する。これはレース信号、AP 旗を変更している。
- 5-3 Y 旗が陸上で掲揚された場合、各日の最初のレースのためハーバーエリアから出港後、各日の最終レース終了後ハーバーエリアに帰港する間すべてに規則 40 を適用する。これは第 4 章前文を変更している。

6.日程

- | | | | |
|-----|----------|-------------|------------------|
| 6-1 | 8月10日(土) | 10:00-16:00 | 受付、インスペクション、体重計測 |
| | 8月11日(日) | 10:00-16:00 | 受付、インスペクション、体重計測 |
| | 8月12日(月) | 10:00-15:00 | 体重計測、インスペクション予備日 |
| | 8月13日(火) | 10:00-10:30 | 出艇申告、体重計測 |
| | | 10:00 | 艇長会議 |
| | | 11:55 | 予告信号(インシヨアレース) |
| | 8月14日(水) | 10:00-10:30 | 出艇申告、体重計測 |
| | | 11:55 | 予告信号(インシヨアレース) |
| | 8月15日(木) | 07:30-08:00 | 出艇申告、体重計測 |
| | | 08:55 | 予告信号(ディスタンスレース) |
| | 8月16日(金) | 10:30-11:00 | 出艇申告、体重計測 |
| | | 12:25 | 予告信号(インシヨアレース) |
| | 8月17日(土) | 09:00-09:30 | 出艇申告、体重計測 |
| | | 10:55 | 予告信号(インシヨアレース) |
| | | 17:00- | 表彰式(ノボテル甲子園) |
- 6-2 受付、体重計測はレース本部(関西ヨットクラブ1階事務局)で行う。
- 6-3 シリーズは最大9レース(インシヨアレース8レース、ディスタンスレース1レース)を予定し、3レースをもってシリーズの成立とする。
- 6-4 各日のレース数は最大3レースまでで、レース数はレース委員会の裁量に委ねられる。
- 6-5 8月17日(土)は14:00以降の予告信号は発せられない。

7.クラス旗

クラス旗はグリーン旗を用いる。

8.レースエリア

- 8-1 インシヨアレースは、大阪湾西宮沖の海域とする。
- 8-2 ディスタンスレースは、大阪湾(西宮沖、淡路島仮屋沖、関西空港沖)海域とする。

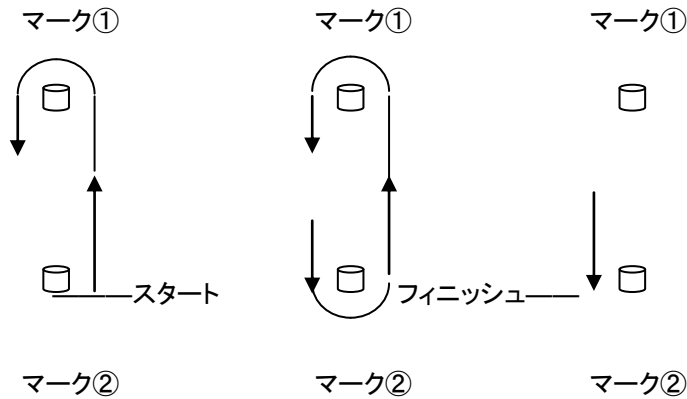
9.コース

(インショアレース)

9-1 ウィンドワード/リーワードコースとし、見取り図は、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

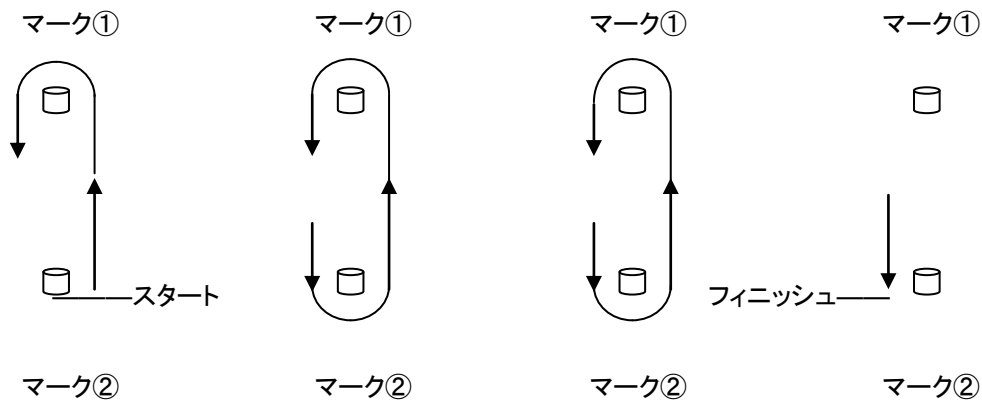
コース 1(4レグ)

スタート→マーク①→マーク②→マーク①→フィニッシュ



コース 2(6レグ)

スタート→マーク①→マーク②→マーク①→マーク②→マーク①→フィニッシュ



9-2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に数字旗①が掲揚された場合、コース 1 を帆走すること。
数字旗②が掲揚された場合、コース 2 を帆走すること。

9-3 予告信号以前に、レース委員会の信号艇にマーク②からマーク①へのおおよそのコンパス方位および距離を掲示する。

(ディスタンスレース)

9-4 コースは下記とする。

9-4-1 一文字防波堤沖スタート(34° 40.0' N、135° 20.0' E)→淡路島仮屋沖設置ブイ(34° 30.0' N、135° 03.0' E)→関西空港沖設置ブイ(34° 29.6' N、135° 15.4' E)→淡路島仮屋沖設置ブイ(34° 30.0' N、135° 03.0' E)→一文字防波堤沖フィニッシュ(34° 40.0' N、135° 20.0' E) 約 56.0nm

※スタートから仮屋沖設置ブイへ向かうレグ、仮屋沖設置ブイからフィニッシュへ向かうレグでは神戸

六甲アイランド東水路中央第一号灯浮標(34° 37.8' N、135° 18.7' E)と大阪浮標(34° 36.2' N、135° 20.1' E)の間を通過すること。これら二つの浮標は定義で規定されるマークである。

9-4-2 別紙「ディスタンスレース・コース図」は、通過するマーク、浮標の順序、それぞれのマーク、浮標をどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

9-4-3 この項に記載したマークの位置は概位であり、位置の不正確さは艇による救済要求の根拠にはならない。これは規則 60.1(b)を変更している。

9-5 ディスタンスレースでは、スタート時にウエザー・マークを設置することがある。この場合、予告信号以前に、レース委員会の信号艇にスタートマークからウエザー・マークへのおおよそのコンパス方位および距離を掲示し、レース委員会の信号艇に、ウエザー・マークを左舷に見て通過する場合は数字旗①を、右舷に見て通過する場合は数字旗②を掲揚する。

10.マーク

(インショアレース)

10-1 マーク①およびマーク②はオレンジ色の直径約 2m、高さ約 1.5mのトマト型ブイを使用する。

10-2 指示 12、「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク②は同型の緑色である。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

(ディスタンスレース)

10-3 スタートマークおよびフィニッシュマークは緑色の直径約 2m、高さ約 1.5mのトマト型ブイを、関西空港沖設置ブイおよび淡路島仮屋沖設置ブイはオレンジ色の直径約 2m、高さ約 1.5mのトマト型ブイを使用する。

10-4 ディスタンスレースのウエザー・マークは、緑色の直径約 2m、高さ約 1.5mのトマト型ブイを使用する。

11.スタート

11-1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。

11-2 インショアレースのその日の次のレースの予告信号は、レース委員会の信号艇に掲揚されているR旗の降下の(反復音響信号とともに)、1分後に発せられる。

11-3 インショアレースのスタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②のコースの側の間とする。

11-4 インショアレースでマーク①が設置されていない場合、マーク①はレース委員会の信号艇に掲示された位置にあるものとみなす。

11-5 ディスタンスレースのスタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のスタートマークのコースの側の間とする。

11-6 スタート信号時に、艇が規則 29.1 に従わなければならない場合、レース委員会の信号艇は音響信号一声と共にX旗を掲揚し、VHFチャンネル 72 で、その艇のセール番号を放送する。放送の失敗や、放送時間の的確性に関する落ち度は、救済要求の根拠にはならない。これは規則 60.1(b)および 41(c)を変更している。

11-7 スタート信号の 5 分以降にスタートする艇は、「DNS」と記録される。これは付則 A4 を変更している。

12.コースの次のレグの変更

- 12-1 コースの変更は規則 33 に従って行われる。
- 12-2 インショアレースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位および距離を掲示する。

13.フィニッシュ

(インショアレース)

- 13-1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②のコースの側の間とする。
- 13-2 レース委員会が、インショアレースのその日の次のスタートを予定する場合、レース委員会の信号艇は、先のレースのフィニッシュ時に、R 旗を掲揚する。続くスタート手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。

(ディスタンスレース)

- 13-3 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールとポートの端のフィニッシュマークのコースの側の間とする。

14.タイムリミット

- 14-1 インショアレースのタイムリミットは、スタート信号後 150 分、または先頭艇がコースを帆走して 150 分以内にフィニッシュした場合はそのフィニッシュ後 60 分、のいずれか遅いほうの時刻までとする。この時刻までにフィニッシュしない艇は DNF と記録される。これは規則 35 および A4 を変更している。
- 14-2 ディスタンスレースのタイムリミットは 8 月 15 日 (木) 24:00 とする。当該時刻までにフィニッシュしなかった艇は DNF と記録される。これは規則 35 および A4 を変更している。

15.ペナルティー

- 15-1 RRS 第 2 章に関わる規則違反については、インショアレースにおいては規則 44.1 の「2 回転ペナルティー」を適用し、ディスタンスレースにおいては規則 44.3「得点ペナルティー」を適用する(黄色旗の掲揚)。得点ペナルティーの得点は参加艇数の 20%の整数(小数点以下第 1 位を四捨五入)とする。黄色旗は主催団体から支給される。
- 15-2 RRS 第 2 章および規則 31 の規則違反については、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。また軽微な規則違反に関しては、プロテスト委員会の判断によりペナルティーを課さないことがある。
- 15-3 ディスタンスレースのリコールに関わる規則違反については、OCS に代わる罰則として、所要時間に 5%を加算する「タイムペナルティー」(秒以下を四捨五入)を適用する。

16.帰着申告

- 16-1 その日の最終レースのフィニッシュ、もしくはリタイアする艇はその連絡をもって帰着申告とする。

17.抗議と救済の要求

- 17-1 抗議しようとする艇は規則 61.1 に加えて、フィニッシュ後、直ちにレース運営艇に抗議しようとする相手艇の艇名と、その旨を通知しなければならない。またフィニッシュできなかった場合には、できるだけ早い時期に運営艇、または大会本部に抗議しようとする相手の艇名とその旨を通知しなければならない。

- 17-2 抗議は、レース本部で入手し得る書式に記入の上、インショアレースはその日の最終レース終了後 90 分以内に提出すること。ディスタンスレースは、レース終了後 90 分以内に提出すること。
- 17-2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。
- 17-3 抗議の通告は、審問の場所および時刻、抗議の当事者、又は証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議受付締切時刻後 30 分以内に掲示する。
- 17-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を規則 61.1(b)にもとづき伝えるために掲示する。
- 17-5 SAILING INSTRUCTIONS 3、5-3、16、19、21、22、24 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合は、失格より軽減することができる。

18.順位および時間修正システム、得点、大会の成立

- 18-1 各艇の所要時間に TCC を乗じた修正時間により順位を決定する。
- 18-2 得点係数はインショアレースを 1.0、ディスタンスレースを 1.5 とする。
- 18-3 すべてのレースをカウントする。これは付則 A2 を変更している。
- 18-4 3 レースをもってシリーズの成立とする。
- 18-5 スタート・エリアには来たが、スタートしなかった艇、フィニッシュしなかった艇、フィニッシュ後にリタイアした艇、または失格とされた艇には、スタート・エリアに来た艇の数に 1 を加えたフィニッシュの順位の得点を記録する。スタート・エリアに来なかった艇には、参加艇数に 1 を加えたフィニッシュの順位の得点を記録する。これは付則 A4 を変更している。

19.安全規定

- 19-1 Y 旗、規則 27.1 および規則 40.1 の変更として、レース委員会はスタート後、個人用浮揚用具の着用を求める信号(音響信号1声とY旗の掲揚)を発することがある。この信号は通過するマークで発せられ、艇の乗員はできるだけ早い機会に個人用浮揚用具を着用しなければならない。
- 19-2 レースからリタイアした艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

20.乗員の登録と交代

- 20-1 複数の艇に対しての乗員登録は認められない。
- 20-2 各レース、乗員登録された乗員間での交代は認められる。

21.インスペクション

艇または装備は、クラス規則と SAILING INSTRUCTIONS に従って、いつでも検査されることがある。

22.無線の使用

- 22-1 レース委員会はVHF72チャンネルにより、その日の第1レースの予告信号までと、先のレースで最終艇がフィニッシュした後から次のレースのR旗降下の間、レースの進行状況のアナウンスを行うことがある。
- 22-2 レース艇はレース中に無線送受信をしてはならない(ただし、指示 11-6、22-1 を除く)。また緊急時を除き、すべての他艇が利用できない特殊な無線通信(携帯電話を含む)の送受信をしてはならない。

23.運営艇

- 23-1 運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。
- 23-2 PROTEST 旗、INSPECTION 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営艇である。

24.支援艇

- 24-1 支援艇は支援するレース艇の艇名、支援艇の艇種と艇名を8月11日(日)17:00までにレース委員会に書面にて申告すること。(書式は特になし。)新西宮ヨットハーバー内の指定された場所に係留すること。
- 24-2 支援艇は準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、レースに影響するエリアにはならない。
- 24-3 支援艇は支援するレース艇がインスペクションを受けている間は支援活動を禁止する。
- 24-4 この項に違反した場合、その支援艇に関連するすべての艇に対してペナルティーが課せられることがある。

25.上架の制限と泊地

レース艇は各艇の最初のスタート後から、その艇の最終レース終了まで次の場合を除き上架してはならない。また、レース期間中は新西宮ヨットハーバー内の指定された場所に係留すること。

- ①レース委員会の事前の許可書があり、その条件による場合。
- ②緊急の場合。但し、事後にレース委員会を納得させる義務があり、これができない場合は、ペナルティーが課せられることがある。

26.賞

- 26-1 オーバーオール第1位の艇にJAPAN CUP(全日本選手権優勝杯)を授与する。
- 26-2 オーバーオール第2位、第3位の艇に賞を授与する。
- 26-3 各レースオーバーオール第1位の艇に賞を授与する。
- 26-4 国土交通大臣杯
- 26-5 文部科学大臣杯
- 26-6 兵庫県知事賞
- 26-7 西宮市長賞
- 26-8 社団法人関西ヨットクラブ理事長賞
- 26-9 新西宮ヨットハーバー株式会社賞

27.責任の否認

このレガッタの競技者は、自分自身の責任で参加する。規則4[レースすることの決定]参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。